

たけおかだいとくべつし えんがっこうちゅうがくぶ
武岡台特別支援学校中学部

せ い と こ ろ え

生徒心得

みんなが^{たの}楽しく^{がっこうせいかつ}学校生活を送るためには、みんなが^{おく}ルールを守り、^{まも}お互いに^{たが}思い^{おも}やり^{きも}の気持ち^{わす}を忘れないことが大切です。「^{たいせつ}明るく、^{あか}仲良^{なかよ}く、たくましく」互^{たが}いに^{せっきよくてき}積極^{きょうりよく}的に^{あか}協^{がっこうせいかつ}力^{めざ}して^{ちゅうがくぶ}明るい学校生活を目指し、^{いちいん}中学部の一員として^{せきにん}責任のある^{こうどう}行動をとしましょう。



ちゅうがくぶ せいかつもくひょう
中学部の生活目標

- あいさつをしよう
- ^{じかん}時間^{まも}を守ろう
- ^{とも}友だちと^{なかよ}仲良くしよう

も く じ

I ^{こうないせいかつ}
校内生活

- 1 ^{とうこう あさ かい} 登校・朝の会 3
- 2 ^{たいりょく} 体力づくり 4
- 3 ^{ぜんこうちょうかい がくぶちょうかい がくねんしゅうかい} 全校朝会・学部朝会・学年集会 4
- 4 ^{じゅぎょう} 授業 4
- 5 ^{きゅうしょくじかん} 給食時間 5
- 6 ^{ひるやす} 昼休み 5
- 7 ^{せいそう} 清掃 5～6
- 8 ^{げこう} 下校 6
- 9 ^た その他 6～7

II ^{こうがいせいかつ}
校外生活 7～8III ^{ふくそうきてい}
服装規定 9～13IV ^{きよかおよ とどけ}
許可及び届 13～14

I 校内生活

1 登校・朝の会

- (1) 決められた服装で登校する。
- (2) 通学バス利用者は、5 分前にはバス停に到着し静かにバスを待つ。
- (3) 運転手やバス介助 職員の指示に従い、シートベルトを装着し、マナーを守って乗車する。
- (4) 自主通学生は、登校したら、朝自習や清掃活動に積極的に取り組む。
- (5) 欠席や遅刻する際は、必ず保護者から学校へ連絡してもらう。また、自主通学生は事故等により遅刻する場合、必ず保護者と学校に連絡をする。
- (6) バス降車後は、速やかに教室に移動する。(バスターミナル内は通行せず、校舎沿いに移動する。)
- (7) あいさつは、立ち止まって元気よくする。
- (8) 登校後は速やかにトイレや着替えなどを済ませ、朝の係活動や課題学習に取り組む。

2 体力^{たいりよく}づくり

- (1) 体育服^{たいいくふく}（ジャージ）で参加^{さんか}する。
- (2) 体調不良^{たいちょうふりょうなど}等で参加^{さんか}できない場合は、学級担任^{がっきゅうたんにん}に相談^{そうだん}し、指示^{しじ}を受ける。

3 全校朝会^{ぜんこうちょうかい}・学部朝会^{がくぶちょうかい}・学年集会^{がくねんしゅうかい}

- (1) 集合時間^{しゅうごうじかん}を守り、集まったら静か^{しず}に座^{すわ}って待^まつ。（5分前行動^{ふんまえこうどう}）
- (2) 体育館^{たいいくかん}への出入り^では順番^{じゅんばん}を守り、靴^{くつ}はそろえて棚^{たな}に入れたり、通行^{つうこう}の妨^{さまた}げにならない所^{ところ}に置^おいたりする。

4 授業^{じゅぎょう}

- (1) 始業^{しぎょう}の合図^{あいず}と同時に授業^{じゅぎょう}が始^{はじ}められるよう、休み時間^{やすみじかん}に次^{つぎ}の授業^{じゅぎょう}の準備^{じゅんび}やトイレ等^{とう}をすませ、授業開始^{じゅぎょうかいし}のチャイム^なが鳴^なる前^{まえ}に着席^{ちゃくせき}して静か^{しず}に待^まつ。
- (2) 始^{はじ}まりと終^おわりのあいさつは元気良^{げんきよ}く行^{おこな}う。

「これから〇時間目^{じかんめ}の〇〇^{はじ}を始め^{れい}ます、礼^{ねが}。お願いします。」

「これで〇時間目^{じかんめ}の〇〇^おを終^{れい}わります、礼^{ねが}。ありがとうございました。」
- (3) 勝手^{かって}に席^{せき}を離^{はな}れたり、教室^{きょうしつ}から出^でたりしない。（トイレなどへ行^いくときは、先生^{せんせい}の許可^{きょか}をもらう。）
- (4) 必要^{ひつよう}な学^{がく}習^{しゅう}用具^{ようぐ}（筆記用具^{ひっきようぐ}等^{など}）は自分^{じぶん}で準備^{じゅんび}する。忘^{わす}れた場合は、事前^{ばあい}、事^じ前^{ぜん}に学級担任^{がっきゅうたんにん}または担当教師^{たんとうきょうし}へ連絡^{れんらく}する。

5 給食時間

- (1) 給食当番以外の生徒は、4時間目の学習後、トイレや手洗いを済ませ着席して静かに待つ。
- (2) 給食当番は、石けんで手を洗い、給食着・マスクを必ず着用する。
- (3) 給食室への入室は、一列に整列し、他の人の通行の妨げにならないようにする。
- (4) 給食時間は12：40までとし、決められた時間までは教室で過ごす。
- (5) 食器や捨てるごみ等は、決められた場所に片付ける。

6 昼休み

- (1) 遊具を利用する際には、けがのないように安全に気を付ける。また、順番を守るなど、ゆずり合って遊ぶ。
- (2) 体育館の使用にあたっては、担任の先生と一緒に、体育館使用の決まりを守り、また、使用後は必ずモップを掛けるなど清掃を行う。
- (3) 立ち入りの禁止されている場所や人のいない教室（自分のクラス以外）へは入らない。

7 清掃

- (1) 5校時終了後には掃除の準備を始め、14時30分には終了できるようにする。
- (2) 時間いっぱい掃除に取り組む。

- (3) 掃除用具は大切に扱い、後片付けまできちんとする。

8 下校

- (1) 机・イスの整頓、消灯、戸締りをする。
- (2) 通学バス利用者は帰りの会が終わったら速やかにバスに乗車し、シートベルトを着用して静かに待つ。
- (3) 自主通学生は、自主通学の決まりを守り、速やかに下校する。

9 その他

- (1) 所持品にはすべて記名し、学校に必要以外の金銭、物品（携帯ゲーム機器等の遊戯道具、マンガ等の娯楽雑誌、刃物等の危険道具、菓子等の食べものなど）は持っていない。
- (2) 校内の移動は、原則として右側を通行し、静かに移動する。（走ったり、他の人の迷惑になるような危険な行動をしたりしてはいけない。）
- (3) 登校してから下校するまで、許可なく校外に出ない。
- (4) 校舎内では上履きを使用し、トイレを使用するときはスリッパに履き替える。次の人が使いやすいように、使用したスリッパは並べる。
- (5) 校舎内外の設備、備品等、公共物は大切に使う。もし、破損した場合は必ず先生に報告する。
- (6) 自分のクラス以外の教室に入室する場合は、必ず用件を伝え、許可を得

る。また、許可を得る際は、語先後礼（③、④を言った後に礼）の作法を心掛ける。

＜教室に入るとき＞

① 「〇年〇組、〇〇です。」

② 「〇〇先生に用事があります。入ってもよろしいですか。」

③ 「失礼します。」

＜教室から出るとき＞

④ 「失礼しました。」

(7) 丁寧な言葉遣いを心がけ、他の人への思いやりの気持ちをもって接する。

Ⅱ 校外生活

1 通学については、出発・帰宅の時刻を定め、一定の通学路を利用するようにする。

2 交通のルールやマナーを守り、交通事故防止に心掛ける。

3 外出するときは、「行き先」、「誰と行くのか」、「何をするのか」、
「帰宅時間」などを家族に必ず伝える。日没までに帰宅する。

4 夜間外出及び外泊は、保護者と一緒である場合のみ認められる。日没を
もって夜間とする。（日没の目安：2月～9月→18：30、10月～1月→17：30）

5 友達の家に行くとき、保護者が留守の家には上がらない。また、保護者が
留守のとき、勝手に友達を家に上げない。

6 男女交際については、中学生としてふさわしい行動をする。

(1) 男女1対1での外出は慎むようにする。

(2) 相手の家には行かないようにする。また、相手を家に上げないようにする。

(3) 人気のない場所や公園などには行かないようにする。

6 遊技場・その他の出入りについては、鹿児島地区生活指導連絡協議会での
確認事項に従う。

△…条件付き, ×…認めない

	場 所	可 否	備 考
1	と 登 ざん 山	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
2	キャンプ・サイクリング	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
3	えい 映 が 画	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
4	ゲームセンター（コーナー）	×	
5	マンガ喫茶 インターネットカフェ	×	
6	カラオケ, ボウリング	△	ほごしやどうはん 保護者同伴
7	ふく ごう かた ご らく し せつ 複 合 型 娯 楽 施 設	△	じょうき 上記4, 6に従う
8	スケートボード キックスケーター	△	たにん めいわく か ばしよ ろじょう きんし 他人に迷惑を掛ける場所や路上は禁止
9	とう しゅつえん テレビ等への出 演	△	がっこう きょか ひつよう 学校の許可が必要
10	かいすいよく 海水浴・プール	△	かいすいよくじょう かわ ゆうえい ほごしやどうはん 海水浴場や川での遊泳は保護者同伴
11	なつまつ とう 夏祭り等	△	ほごしやどうはん 保護者同伴とし21:30までに帰宅

Ⅲ 服装規定

1 服装については、学校指定の制服を着用する。

(1) 冬服（目安時期：11月初旬～）

学校指定のブレザー，長袖シャツ（薄い水色）

スラックス又はスカート，襟章（赤）

リボン（女子）

ふゆふく
冬服



(2) 中間服（目安時期：5月初旬～，10月中旬～）

長袖シャツ（薄い水色），スラックス又はスカート，

リボン（女子）

※冬服の上着を脱いだ状態

ちゅうかんふく
中間服



(3) 夏服 (目安時期: 6月初旬～)

なつふく
夏服

半袖ポロシャツ (薄い水色),
スラックス又はスカート



○ 体育服・ジャージ

- ・ 体育服・ジャージは本校指定のものを着用する。
- ・ 水着は派手な色や柄物を避け、授業にふさわしいものとする。なお、必ず水泳帽子も着用する。

2 制服, 体育服は正しく着用する。

(1) スラックスはベルトを着用する。

(2) スカートの長さはひざの中央を標準とする。

(3) 長袖シャツはスラックスの中に入れる。

※ 半袖ポロシャツについては、入れなくてよい。

(3) シャツの下に着る肌着は派手な色や柄物を避ける。

(4) 肌着や下着 (スパッツ等を含む) は、衣服から見えないようにする。

(5) 靴下は派手な色や柄物を避ける (ワンポイント可)。また、冬期に限り黒

で無地のタイツ等の着用を認める。黒タイツ等を着用の場合の靴下は、黒が望ましい。

3 頭髪は、常に清潔に整え、不自然な髪の手入れはしない。特に、次の事項に留意して本校生徒としての品位を保つように努める。

- (1) 髪は目にかからないようにし、長くなったときは結ぶようにする。
- (2) 髪を結ぶ際はヘアゴムを使用し、派手なカチューシャなどは使用しない。
- (3) 髪を染めたり、ピアスを付けたりすることは認めない。

4 防寒着・かばん・靴・上靴等について。

- (1) 通学時のコートやマフラー、手袋等の防寒着の着用は認めるが、派手な色や柄物を避け、状況に応じたものを着用する。
- (2) 原則校舎内では防寒着（コート、マフラー、手袋）は着用しない。
- 体調不良の場合等は、校舎内での防寒着の着用を認める。
- (3) 腕時計を着用する場合は担任の許可を得る。
- (4) タオルは教室内に置き、ポケットにはハンカチを入れておく。
- (5) 通学用カバンは、リュックサック、手提げカバン等とする。
 - ・ 肩からかけるタイプのスポーツバッグ（エナメルバッグ）は可。
 - ・ 派手な色や柄物を避ける。

〈カバンの例〉



※ 写真は例であり、このメーカーを推奨しているわけではありません。

(6) 通学靴は派手な色や柄物でない運動靴（スクールシューズ）とする。上靴

いはん ばん うえん はん せんと じたい おう たいおう
は一般のスクール上履きを基本とし、生徒の実態に応じて対応する。

※ とくべつ じじょう ばあい ほごしゃ がっこう そうだん
特別な事情がある場合は、保護者が学校に相談する。

IV きよ か およ とどけ 許可及び届

1 つぎ じこう まえ がっこう きよ か しんせい ひつよう
次の事項については、前もって学校への許可申請が必要です。

(1) じしゅつがく いちぶくかん ぜんくかん
自主通学（一部区間・全区間）

ア じしゅつがく ばあい ほごしゃ せきにん もと じしゅつがく れんしゅう おこな
自主通学をする場合は、保護者の責任の下で自主通学の練習を行い、

つうがくけいろ じこくなど かくにん じゅうぶん おこな あんぜん かく ほ
通学経路や時刻等の確認を十分に行い、安全が確保されていることを
ぜんてい
前提とする。

イ じしゅつがく ばあい いちぶくかん ぜんくかん じしゅつがくしんせいしよ
自主通学をする場合は一部区間、全区間にかかわらず「自主通学申請書」

およ じしゅつがくせいやくしよ ていしゅつ きよか ばあい じしゅつがく おこな
及び「自主通学誓約書」を提出し、許可された場合のみ自主通学を行
うことができる。

(2) けいたいでん わ こうないもちこみ
携帯電話の校内持込

ア がっこう もちこみ げんそく きんし じしゅつがくせい かぎ がっこう そうだん
学校への持込は原則禁止する。ただし、自主通学生に限り、学校に相談

けいたいでん わりよう とどけ ていしゅつ きよか ばあい もちこみ みと
して「携帯電話利用届」を提出し、許可された場合のみ持込が認められ
る。

イ がっこう もちこみ きよか もの こうない はい まえ かなら でんげん き
学校への持込を許可された者は、校内に入る前までに必ず電源を切り、

こうない しょう
校内では使用をしない。

ウ がっこう もちこみ こうない き まも き まも
学校への持込については、校内での決まりを守る。決まりを守れなかつ

たり、まも ばあい がっこう もちこみ きんし
たり、マナーを守れなかつたりした場合は、学校への持込を禁止する。

2 つぎ じ こう すみ がっきゅうたん にん とど で
次の事項については、速やかに学級担任に届け出る。

- (1) けっせき 欠席するとき。 (2) ちこく 遅刻したとき。 (3) きび 忌引きのとき。
- (4) こうない しせつせつびなど はそん
校内の施設設備等を破損したとき。
- (5) こうない きんぴん しゅうとく ふんしつまた とうなん
校内で金品を拾得、紛失又は盗難にあったとき。
- (6) じ こ た しんぺん い へん しょう
事故その他、身辺に異変が生じたとき。
- (7) こうつう い はん た けいさつとう かんけいきかん しどう う
交通違反やその他により、警察等の関係機関から指導を受けたとき。